

奈良県社会福祉総合センター条例（平成五年十月奈良県条例第十号）第十条第二項に規定する奈良県社会福祉総合センターの利用料金の額で平成二十六年四月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 施設の利用料金

			施設		区 分		利 用 料 金	
大ホ ール	入場 最高額	その他	これに類する 料金を徴収し ない場合	土曜日、 日曜日及 び休日	土曜日、 日曜日及 び休日	その他	その他	その他
大ホ	入場料その他	土曜日、 日曜日、 び休日	これに類する 料金を徴収し ない場合	土曜日、 日曜日及 び休日	土曜日、 日曜日及 び休日	その他	その他	その他
準備、 練習等 のため 利用す る場合 の利用 料金は、	「入場 料その 他これ	全日（午 前九時か ら午後九 時まで）	準備、 練習等 のため 利用す る場合 の利用 料金は、	全日（午 前九時か ら午後九 時まで）	全日（午 前九時か ら午後九 時まで）	その他	その他	その他
		午後・夜 間（午後 六時から 午後九時 まで）		午後・夜 間（午後 六時から 午後九時 まで）	午後・夜 間（午後 六時から 午後九時 まで）			
		夜間（午 前・午 後）		夜間（午 前・午 後）	夜間（午 前・午 後）			
		午後（午 前九時か ら午後五 時まで）		午後（午 前九時か ら午後五 時まで）	午後（午 前九時か ら午後五 時まで）			
		午前（午 前九時か ら正午ま で）		午前（午 前九時か ら正午ま で）	午前（午 前九時か ら正午ま で）			
		四〇円		四〇円	四〇円			
		六二、七		六二、七	六二、七			
		四九、三		四九、三	四九、三			
		四二、一		四二、一	四二、一			
		一九、五		一九、五	一九、五			
		三三、九		三三、九	三三、九			
		二二、六		二二、六	二二、六			
		四〇、一		四〇、一	四〇、一			
		二六、七		二六、七	二六、七			
		七〇円		七〇円	七〇円			
		一〇円		一〇円	一〇円			
		七〇円		七〇円	七〇円			
		一三、三		一三、三	一三、三			
		一〇円		一〇円	一〇円			

議室 大会	合 る 場 を 徴 料 金 す る に 類 こ れ														
	合 え る 場 円 を 超 〇〇〇 が 三、 最 高 額			の 場 合 円 以 下 〇〇〇 え 三、 円 を 超 五〇〇 が 一、 最 高 額			の 場 合 円 以 下 五〇〇 超 え 一、 最 高 額			合 る 場 〇 円 を 超 え 一、 最 高 額		に 類 こ れ			
	そ の 他		日 曜 日 及 び 休 日	土 曜 日、 日 曜 日 及 び 休 日		そ の 他	土 曜 日、 日 曜 日 及 び 休 日		そ の 他	土 曜 日、 日 曜 日 及 び 休 日		そ の 他	そ の 他		
〇円	四、四二	八〇円	二四、六	三〇円	二九、八	三〇円	二二、六	八〇円	二七、七	一〇円	一八、五	三〇円	二二、六	一〇円	一一、三
〇円	六、三七	九〇円	四六、二	四〇円	五五、五	七〇円	四二、一	二〇円	五一、四	七〇円	三四、九	四〇円	四一、一	三〇円	二二、六
九〇円	一〇、七	七〇円	七〇、九	七〇円	八五、三	〇〇円	六四、八	〇〇円	七九、二	八〇円	五三、四	七〇円	六三、七	四〇円	三三、九
〇円	四、四二	八〇円	三九、〇	一〇円	四七、三	〇〇円	三六、〇	〇〇円	四三、二	三〇円	二九、八	七〇円	三四、九	四〇円	一九、五
九〇円	一〇、七	七〇円	八五、三	八五〇円	一〇二、	七〇円	七八、一	二〇円	九四、六	〇〇円	六四、八	一〇円	七六、一	七〇円	四二、一
一〇円	一五、二	〇五〇円	一一〇、	六八〇円	一三二、	八〇〇円	一〇〇、	四〇〇円	一二二、	一〇円	八三、三	四〇円	九八、七	八〇円	五三、四
											に類する料金を徴収しない場合」における利用料金の額の百分の七に相当する額とする。				

二 設備等の利用料金

注 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。

室 C 研修	室 B 研修	室 A 研修	室 会議 第三	室 会議 第二	室 会議 第一	議室 中会
○円 四、四二	○円 四、九三	○円 二、六七	○円 一、三三	○円 一、一三	○円 一、一三	○円 三、三九
○円 六、三七	○円 六、八九	○円 三、八〇	○円 一、八五	○円 一、五四	○円 一、五四	○円 四、七三
九〇円 一〇、七	二〇円 一一、八	○円 六、四七	○円 三、一八	○円 二、六七	○円 二、六七	○円 八、一二
○円 四、四二	○円 四、九三	○円 二、六七	○円 一、三三	○円 一、一三	○円 一、一三	○円 三、三九
九〇円 一〇、七	二〇円 一一、八	○円 六、四七	○円 三、一八	○円 二、六七	○円 二、六七	○円 八、一二
一〇円 一五、二	五〇円 一六、七	○円 九、一四	○円 四、五一	○円 三、八〇	○円 三、八〇	一〇円 一一、五

区分	設備等の名称	単位	利用料

照明設備		舞台設備												
ボーダーライト	フットライト	可動客席	金びょうぶ	上敷ござ	毛せん	座布団	平台（山台を含む。）	予備いす	譜面台（一般用）	譜面台（指揮者用）	しきしつり	司会用卓子	花台	演台
一列	一列	一式	一隻	一枚	一枚	一枚	一台	一脚	一台	一台	一台	一卓	一卓	一卓
六一〇円	五一〇円	五、一四〇円	一、〇二〇円	五〇円	一〇〇円	五〇円	二〇〇円	五〇円	五〇円	二〇〇円	五〇円	二〇〇円	一〇〇円	四一〇円

			音響設備								映写設備												
アップーホリゾントライト	一列	六一〇円	ダイナミックマイク	一個	三〇〇円	マイクスタンド(卓上型)	一本	一〇〇円	ワイヤレスマイク	一チャンネル	二、〇五〇円	コンパクトディスクプレーヤー	一台	七二〇円	カセットテープレコーダー	一台	七二〇円	クセノンピンスポット	一台	一、五四〇円	ロアホリゾントライト	一列	四一〇円
マイクスタンド(卓上型)	一本	一〇〇円	マイクスタンド(ブーム型)	一本	二〇〇円	マイクスタンド(ブーム型)	一本	二〇〇円	コンデンサーマイク	一個	五一〇円	ワイヤレスマイク	一チャンネル	二、〇五〇円	コンパクトディスクプレーヤー	一台	七二〇円	カセットテープレコーダー	一台	七二〇円	クセノンピンスポット	一台	一、五四〇円
スクリーン付き	一台	三、六〇〇円	スクリーン付き	一台	三〇、八五〇円	スクリーン付き	一台	三、八〇〇円	スクリーン付き	一台	三、六〇〇円	スクリーン付き	一台	三、六〇〇円	スクリーン付き	一台	三、六〇〇円	スクリーン付き	一台	三、六〇〇円	スクリーン付き	一台	三、六〇〇円

ピアノ ノ	一六ミリ映写機（スクリーン付き）	一台	三、〇八〇円
	オーバーヘッドプロジェクター（スクリーン付き）	一台	一、五四〇円
	オーバーヘッドカメラ（スクリーン付き）	一台	二、〇五〇円
	SVHSビデオテープレコーダー（四三型ビデオモニター付き）	一台	三、六〇〇円
	SVHSビデオテープレコーダー（二九型ビデオモニター四台付き）	一台	五、一四〇円
	SVHSビデオテープレコーダー（二九型ビデオモニター六台付き）	一台	五、六五〇円
	スライドプロジェクター（大）	一台	二、九八〇円
	スライドプロジェクター（小）	一台	一、三三〇円
	ヤマハフルコンサートグランドピアノ	一台	七、二〇〇円

備考 センターの設備等以外の物を利用する場合において、電気等を利用したときは、実費相当額を徴収する。